11章　売買・継続的取引・製造委託　　第Ⅳ部　類型

支給品・貸与品

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月25日

一　この条項は何をしているのか

1　材料・金型・治具を、委託先に渡す

製造を伴う継続的な売買では、買主が売主に、取引に必要な原材料、部品、半製品、図面・データなどを渡し、売主がそれを使って商品を作って納入することが行われています。原材料や図面を供給することを「支給」、供給されるものを「支給品」といいます（注1）。これに対して、製造に必要な工具、機械、金型や、図面、マニュアル、データなどを貸し与えることを「貸与」といいます（注2）。

2　所有権は誰にあるか

支給には、有償支給と無償支給があります。有償支給は支給品の売買なので、有償か無償かを明記したうえで、有償支給の場合は通常の売買と同じように、納入、価格、支払方法・時期、所有権の移転時期、危険負担、検収などを定めます（注1）。無償支給は贈与に近いものの、売主がその資材を商品の製造に用いる義務を併せて負う点で、典型契約の売買・贈与とは異なります（注3）。

貸与は、売買の基本契約の中に規定されていても、有償なら賃貸借、無償なら使用貸借の性質を持ちます（注2）。支給品は支給してしまうと返還を求められないので、重要な工具、データ、マニュアルなどは、支給品ではなく貸与品として合意される例が多くあります（注2）。

二　よくある条項例

取引基本契約の雛形は、支給品と貸与品を次のように定めています（甲は買主、乙は売主です）。

> 3　無償支給品の所有権は、全て甲に帰属する。無償支給品の危険負担は、甲に帰属する。
> 4　有償支給品の所有権及び危険負担は、いずれも乙への引渡しの時に甲から乙に移転する。
> 5　支給品に起因して商品に不適合が生じた場合、乙は一切責任を負わない。また支給品に起因して乙に損害が生じた場合、甲はその損害を賠償する責任を負う。
> 6　甲は、必要に応じ、製造に要する機械、金型、図面、ソフトウェア等を乙に貸与することができ、その場合の条件（賃料、支払時期、返還期限等）については、別途甲乙協議の上定める。
> 7　乙は、支給品及び貸与品について、善良なる管理者の注意をもって管理、使用しなければならない。（注4）

契約が終了したときは、売主は買主から提供を受けた図面、金型、無償支給品などを遅滞なく返還し、返還費用は売主が負担するとしています（注5）。

三　問題点

1　有償支給と無償支給で、扱いが違う

有償支給か無償支給かによって、所有権や危険の移転時期を変えるのが一般的です（注3）。雛形も、無償支給品は買主の所有のまま、有償支給品は引渡しの時に売主に移るとしています（注4）。

有償支給品の所有権を引渡しの時に売主に移すと、商品が完成して買主に引き渡されるまでの間、支給品は売主の所有物です。この間に売主が破産すると、支給品は売主の債権者への引当財産として破産財団に入り、平等弁済の対象になります（注6）。買主としては、売主の破産時に支給品を所有権に基づいて引き取り、他の業者に引き継げるよう、有償支給品の所有権の移転時期を支給品の代金の支払時にするなどの工夫が必要です（注6）。

売主の側から見ると、買主の一方的な判断で支給品を有償で買わされ、市場より高い価格を設定されると、不測の損害を受けます。支給に関する意思決定に売主が関与できるよう、支給には売主の同意を要するとし、有償・無償の別、価格、決済方法は協議で定めるとする修正が考えられます（注7）。

2　金型の保管費用を誰が負担するか

金型は、取引が終わっても、あるいは発注が途絶えても、委託先の工場に残り続けることがあります。取適法が適用される取引では、委託事業者が、部品等の発注を長期間行わないなどの事情があるのに、その製造に用いる型等（金型、木型、治具、検具、製造設備等）の保管費用を支払わずに中小受託事業者に保管させることは、不当な経済上の利益の提供要請に当たります。型等を委託事業者が所有する場合だけでなく、中小受託事業者が所有していても、廃棄に委託事業者の承認が要るなど委託事業者が事実上管理している場合も同じです（注8）。

「発注を長期間行わない等の事情」の例として、型等を用いる製品の発注を1年間以上行わない場合、中小受託事業者が廃棄や引取りを希望している場合、今後1年間の具体的な発注時期を示せない場合、型等の再使用が想定されていない場合が挙げられています（注9）。こうした型等を保管させる場合は、請求の有無にかかわらず、廃棄・回収するか保管を続けるかも含めて協議したうえで、保管期間中の保管費用を支払わなければなりません（注8）。

金型の条項は、貸すときの条件より、使わなくなった後の扱いを決める条項です。

3　委託先が倒産したときの取戻し

貸与品が工具類の場合は、売主の他の財産と混同されないよう、売主の帳簿上で自分の財産と区別させ、はがれにくいシールを貼るなどして貸与品であることを明示させます。強制執行の際に売主の債権者に差し押さえられないようにするためです（注10）。金型は製造費が高額になるので、買主がその費用で製造して売主に貸与し、将来売主を変えるときに備えて買主が所有しておくことがあります（注11）。倒産手続で契約条項がどこまで効くかは、別稿「倒産手続と契約条項の限界」が扱います。

4　有償支給品の代金の早期決済

取適法が適用される取引では、有償支給した原材料等の対価を、それを用いた給付の代金の支払期日より早い時期に、代金から控除したり支払わせたりすることは禁止されています（注12）。代金との相殺によらず別途支払わせる方法でもよいものの、有償支給した原材料の代金を、これを用いて製造した製品の代金よりも早く支払わせてはならないとされています（注13）。代金の支払条項との関係は、別稿「代金の定め方・支払方法」で扱いました。

四　改善例：目録を作る、所有権を表示する

> 第〇条（貸与品）
> 1　甲は、乙に対し、別紙「貸与品目録」記載の金型、治具その他の物品（以下「貸与品」という。）を無償で貸与する。貸与品の所有権は甲に帰属する。
> 2　乙は、貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく、使用期間、使用方法、保管場所を記載した借用書を甲に提出し、貸与品に甲の所有であることを示す表示を付す。
> 3　乙は、貸与品を、甲から受託した商品の製造以外の目的に使用し、又は第三者に譲渡し若しくは担保に供してはならない。
> 4　甲が貸与品を用いる商品の発注を1年間行わなかったときは、甲及び乙は、貸与品の返還、廃棄又は保管の継続について協議する。保管を継続する場合の保管費用は、甲が負担する。
> 5　本契約が終了したときは、乙は、甲の指示に従い、貸与品を返還し又は廃棄する。返還及び廃棄に要する費用の負担は、甲乙協議の上定める。
> （甲は買主、乙は売主）

貸与の期間、使用方法、管理、毀損した場合の損害賠償、有償か無償か、有償なら賃料をいくらにするかといった条件は、借用書や別の契約書で明確に定める必要があります（注14）。大型の金型や高価な物を貸与する場合は、滅失・毀損に備えて保険の条項を付し、保険証券の写しや保険料の支払を確認できる資料の提出を求めることも考えられます（注10）。

五　書き分けの分岐

論点	支給・貸与する側（買主）	受け取る側（売主）
有償支給品の所有権	代金の支払時まで買主に残す	引渡し時に移す（雛形の形）
支給の意思決定	買主所定の条件で支給できるとする	支給には売主の同意を要し、条件は協議で定める
管理	目的外使用の禁止、保管状況の立入検査	支給品の不具合による不適合は責任を負わない
貸与品の保管	所有表示と借用書を求める	発注が途絶えたときの保管費用と返還・廃棄の協議を求める
終了時	複製物を含めて返還させ、返還費用は売主負担	返還・廃棄の費用は協議で定める

（注15）

本稿で扱わなかったこと

契約終了時に貸与品・在庫・データをどう戻すかは、別稿「終了時に何を戻すか：関係が悪くなってから決め

ることになる」が扱います。取適法の適用範囲は、別稿「製造委託と取適法」が扱います。

参考文献等

（注1）弁護士法人飛翔法律事務所編『実務必携 契約書チェックマニュアル』（商事法務、2024）158頁
（注2）前掲注1・162頁
（注3）阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）62頁
（注4）前掲注3・25～26頁（雛形第8条3項～7項）
（注5）前掲注3・29頁（雛形第23条）
（注6）前掲注1・159～160頁
（注7）前掲注1・158～159頁
（注8）公正取引委員会・中小企業庁「中小受託取引適正化法テキスト」（令和7年11月）100～101頁
（注9）前掲注8・101～102頁（Q119）
（注10）前掲注1・163頁
（注11）前掲注3・63頁
（注12）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律5条2項1号
（注13）前掲注8・99頁（Q117）
（注14）前掲注1・162～163頁
（注15）前掲注1・156～163頁、前掲注3・25頁・29頁、前掲注8・100～102頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/shikyuhin-taiyohin/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「支給品・貸与品」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月25日）
本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。